

プレスリリース [2017年10月16日]

周辺に悪影響を及ぼす特定空家等の略式代執行を実施

町田市では、周辺に悪影響を及ぼしている特定空家等について、所有者等を確認することができないため、空家等対策の推進に関する特別措置法第14条10項に基づく、略式代執行を実施します。代執行後、費用の求償債権を根拠に家庭裁判所にて相続財産管財人の選任手続きを行い、相続財産管理人に対して空家の適切な管理及び代執行の費用の償還を求めています。

なお、同法に基づく略式代執行は都内で初めてです。

※特定空家等

そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

(空家等対策の推進に関する特別措置法から抜粋)

【特定空家等の概要】

空家所在地 中町三丁目 1575-2 及び 1575-3

住居表示 中町 3-4-10

所有者 不在

措置内容 ①当該空家等のアンテナ及び軒樋の撤去

②都道沿いにあるトタン板の撤去

③都道沿い及び市道沿いにある立木を交通上支障が生じないように伐採

【日時】

10月18日(水) 午前9時30分～午後5時

(荒天等の場合は延期することがあります。)

【写真】 当該特定空家等の現状と措置内容

① 当該特定空家等のアンテナ及び軒樋の撤去



② 都道沿いにあるトタン板の撤去

③ 都道沿い及び市道沿いにある立木を交通上支障が生じないように伐採



■ 本件に関するお問い合わせ先

都市づくり部住宅課 課長 窪田

TEL 042-724-4269